

(5) ニュージーランド

1) 沿革

1963年、犯罪被害者補償法を制定し、世界で初めて被害者補償制度を導入した。その後、交通災害や労働災害にも国家災害補償制度 (accident compensation scheme) が創設され、犯罪被害者補償法は1974年にこの国家災害補償制度に統合される。補償の対象は、暴力犯罪に限らず、何らかの災害・事故によって経済的援助を必要とする者としている。

1985年の国連における犯罪及び権力濫用の被害者のための基本指針の公示により、被害者支援を法的な位置付けにした。1987年、犯罪被害者法 (The Victims of Offences Act 1987) が制定され、情報提供や被害者の意見陳述 (Victim Impact Statements) などの犯罪被害者に向けた種々の支援策を講じることを刑事司法機関に義務づけることになった。

1990年に Victim Support の前身となる the New Zealand Council of Victim Support Groups (NZCVSG) が誕生。Victim Support はニュージーランド警察と密に連携を取り、Victim Rights Act (2002) において定められた被害者の権利を確保することが求められている。

2) 行政機関

1985年、国連の犯罪および権力濫用被害者のため基本的司法原理の宣言に応えるかたちでニュージーランド政府が Victims Task Force (VTF) を設立。同時期に各地方委員会の法人組織として全国的に広がりつつあった被害者団体と NZCVSG の会員で構成されており、全国委員を選出。現在は全国的な組織として、社会開発省・内政局・司法省・文部省等の関係省庁および各地方委員会との連携を通して活動を展開している。

3) 民間被害者支援団体

① Victim Support

■ 組織の概要

1990年、犯罪被害者支援に対する理解と需要が高まり設立、現在では77の地区団体が加盟。被害者や目撃者、その家族や友人に対し、情報、サポート、支援を提供し、被害者の権利を守ることを目的としている。

有給職員は約72人、ボランティアは2,000人で、ニュージーランド全国各地において、週7日間、一日24時間、現場の被害者サポートワーカーが被害者やその関連者を支援する。ニュージーランド警察と密に連携を取り、警察署内に事務所をもつ。警察の設備も利用可能で警察と共に行動し、被害者を支援している。

被害者権利法 (Victim Rights Act (2002)) において定められた被害者の権利を確保すること、ボランティア団体として慈善事業を行うことが求められており、寄付金、法人組織の後援、遺贈などを呼びかけている。

■ 主な活動内容

< 直接的支援等 >

- 24時間電話サポートサービスを実施する。
- 必要に応じて、地域内の専門機関に相談を依頼する。
- 犯罪やトラウマ被害者の各自の需要に合わせ、危機救助として24時間サポートサービスを実施する。
- 殺人被害者の家族と友人などに対し、研修を受けた専門人員がカウンセリングにあたり、心のケアを行う。
- 殺人被害者の家族に、司法省との契約で最大 \$ 1,500 の Discretionary Grant

(任意補助金)を提供することができる。

- 被害者が平常な生活に戻るために、被害者緊急助成金非常時補助金として、物資、資金援助サービスを行う。
- Suicide Bereavement Postvention Response Fund (自殺者死別ポストベンションレスポンス資金)によって、死別による自殺行為を抑止する為に共同生活者たちに与えられる経済的援助を行う。

<司法に関する支援>

- 被害者が被害者権利法に定められた権利を享受できるように、サポートや情報を提供する。
- 裁判の出廷/傍聴にあたり、宿泊やチャイルドケアのサポートをする。
- Victim Support の政府資金により、重罪被害者に高等裁判所に出廷するための旅費、宿泊代、チャイルドケア/児童養護に関わる費用の経済的援助を提供する。
- 出廷する際のストレスを軽減するため、法廷のプロセスに詳しい Victim Support の専門人員が付き添いを行う。
- 被害者の意見陳述における準備をサポートする。
- 更生保護委員会の聴取会に出席するためのサポートをする。

<その他>

- ターゲット強化制度として、低所得者の住居侵入被害の再発を防ぐため二度以上被害に遭った場合には、被害者は、セキュリティーロックやアラームシステムを申請できる。
- 被害者と犯罪者やコミュニティーメンバーが会うことによって問題の解決方法や和解を求める修復的司法をサポートする。

■研修制度の特徴

<必要とされる能力>

約 1,500 名の専門的な技術と知識を持つボランティアワーカーが第一線で働いており、これらのボランティアは、あらゆる社会/政治/文化背景を持っており、彼らに必要な資格は「熱意」、「責任感」、「思いやり」のみである。

ボランティアワーカーは被害者の人生を襲う混乱を目の前にし、冷静に意見/選択肢を提供し、プロセスを説明し、現実問題を解決する努力をする一方、心のケアを提供することが望まれる。被害者であるクライアントをサポートすることで、彼らに力を与え、再び彼らが人生に直面できるように働きかけることが、ボランティアワーカーの責任である。

<研修内容>

ボランティアになる為には、面接試験及び審査に合格し、その後 50 時間の研修を受けることが必須である。トレーニングの内容は、自己認識力、聴取とコミュニケーション能力、不幸/死/喪失/トラウマなどの問題をうまく処理できる能力、病院や警察システム、法的手続の理解を高めることなどが含まれる。

さらに専門的な分野におけるトレーニングも毎月提供される。

また、各地区において毎月 1 回は継続トレーニングイベントを実施し、ボランティアが地方の情報源を使ってあげたニーズの識別に取り組む。トレーニングの内容は遺体安置所への訪問や市民擁護、検視官の話などを含んでいる。

ニュージーランドの Victim Support にて行われている研修システムの主なものとして、「The Introductory Training Programme」（トレーニングプログラム入門）を紹介する。以下の 14 の基準から構成されている。ニュージーランドにおける継続的なトレーニング保証と、地域特性を意識したものとなっている。

<参考 URL>

<http://www.victimsupport.org.nz/>

<http://www.victimsupport.org.nz/howyoucanhelp.htm>

<http://www.victimsupport.org.nz/aboutus.htm>

<http://www.victimsupport.org.nz/ourservices.htm>

The Introductory Training Programme

研修名称	目的	学習目標	研修の対象
1. 被害者支援組織 2. コミュニケーション 3. セルフケア 4. ケースマネジメント 5. 悲嘆と喪失感 6. 危機管理 7. 擁護 8. 文化的意識 9. 文化の多様性 10. 警察 11. 刑事裁判制度 12. 突然死 13. 家庭内暴力 14. 管理	<ul style="list-style-type: none"> • 労働資源の保護と固定化を促進 • 学習機関としてのパフォーマンスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> • サポートワーカーの専門化と認定 	<ul style="list-style-type: none"> • サポートワーカー • 有給スタッフ • ボランティア